

09 厚生労働省 構造改革特区第19次 再々検討要請回答

管理コード	090250	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区」	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1074010
提案主体名	箕面市教育委員会		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省
該当法令等	○医師法(昭和23年法律第201号)第17条
制度の現状	○医師でなければ医業をしてはならない。

求める措置の具体的内容	<p>医師法第17条の特例により、医療的支援の必要な児童生徒と保護者の同意のもと、学校の教職員が、主治医など、医師による指導や保護者との連携において、実践的な研修を受けることにより、常駐する看護師資格を有する介助員の業務の補完として、痰の吸引や経管栄養等を、直接対象児童生徒に行うことができることとし、万全の学校体制を確立する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>《提案理由》本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちを地域の学校で受け入れ教育を進めており、痰の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。</p> <p>《具体的事業の実施内容》学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に(ア)痰の吸引、(イ)経管栄養(胃ろうを含む、ただしチューブの交換等は含まない)、(ウ)自己導尿の補助、(エ)定期的な投薬管理等、対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では家族が常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。</p> <p>《条件》 ■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	F	措置の内容	I
<p>○現在、厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について検討を進めているところである。本検討会の議論を踏まえ、小・中学校についても、そのニーズ等を踏まえ、文部科学省とともに対処方針について検討してまいりたい。</p>				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
具体的な検討の内容・プロセス、結論を得る時期、実施時期を明確にし、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>医療的な行為が必要な子どもの就学を保障するため、看護師の配置など国による制度の構築が必要と考えています。安心して子どもも保護者も教職員も関わっていける環境を整えるべく、国が早急に対策を立てて行くことが必要です。</p> <p>小中学校における就学を保障するため、緊急的な対応として、保護者と同様に対象児童・生徒をよく知り信頼関係も厚い教職員が実践的な研修を受けること等により、看護師の業務の補完として、医療的な行為を実施する特区提案を認めていただきたい。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	F	「措置の内容」の見直し	I
<p>○現在、厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について検討を進め、平成22年12月13日に中間取りまとめを取りまとめたところであり、これを踏まえ、平成23年の通常国会に法案を提出できるよう、具体的な検討を進めているところである。</p> <p>○当該中間取りまとめにおいては、たんの吸引等の実施の条件として、「介護の現場等において、一定のニーズはあるが、看護職員だけでは十分なケアができない施設、在宅等として、医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働が確保されていること」を挙げた上で、「介護職員等にたんの吸引等を行わせることができるものとして、一定の基準を満たす施設、事業所等を特定する」こととしている。</p> <p>○小・中学校についても、そのニーズ等を踏まえ、文部科学省とともに対応方針について検討してまいりたい。</p>				

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの再意見				
<p>大阪府では独自の制度として、平成19年度から「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施し、痰の吸引や経管栄養等医行為に必要な児童生徒に対し、「ノーマライゼーション社会」の実現、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の推進をめざした普遍的な就学保障に努めてきた。今回の提案は、それをさらに推進するためのものであり、特別支援学校に「やむを得ない措置」として認められている教職員による痰の吸引や経管栄養等の医行為を公平性の観点から、同じ条件下にある地域の公立小中学校にも認めていただきたいと切に要望するものである。</p>				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	F	「措置の内容」の再見直し	I
<p>○前回回答したとおり、現在、厚生労働大臣の主宰により「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」を設置し、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方等について検討を進め、平成22年12月13日に中間取りまとめを取りまとめたところであり、これを踏まえ、平成23年の通常国会に法案を提出できるよう、具体的な検討を進めているところである。</p> <p>○当該中間取りまとめにおいては、たんの吸引等の実施の条件として、「介護の現場等において、一定のニーズはあるが、看護職員だけでは十分なケアができない施設、在宅等として、医師・看護職員と介護職員等の適切な連携・協働が確保されていること」を挙げた上で、「介護職員等にたんの吸引等を行わせることができるものとして、一定の基準を満たす施設、事業所等を特定する」こととしている。</p> <p>○小・中学校についても、そのニーズ等を踏まえ、文部科学省とともに対応方針について検討してまいりたい。</p>				